

四日市市告示第160号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和5年度の固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

1 縦覧期間

令和5年4月3日から令和5年5月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所財政経営部資産税課

(財政経営部資産税課)